

# 2025 年度立命館大学学友会勧誘規制規則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (趣旨)

2025 年度新歓期における勧誘行為に対する規制はこの規則に定めるところによる。

### 第 2 条 (規則の対象)

この規則は、学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者に適用する。ただし、第 5 条及び第 11 条は立命館大学学友会の会員すべてに適用する。

### 第 3 条 (定義)

この規則において「勧誘行為」とは、学友会員に対し特定の団体の宣伝を行うこと又は特定の団体への入会若しくは参加を促す用に供する目的で会員の個人情報の提供を求めることを言う。

## 第 2 章 勧誘行為の規制

### 第 4 条 (禁止行為)

学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. 学友会所属団体への入会又は参加を対価として金銭、飲食物、その他経済的な利益を提供する行為。
2. 机付ベンチ等の学内に備え付けられた備品を許可なく移動する行為。
3. 移動又は学内の交通を妨げる行為。
4. 営利目的や宗教勧誘、思想的洗脳などの恐れのあるビラ等を配布する行為。
5. 前号の恐れのあるアンケート等(手段は問わない)を実施する行為。
6. 新歓実行委員会又は大学の許認可を得ず工作物を構内に設置する行為。

7. 大きな音又は振動等を発する行為。
8. ウェルカムフェスティバル開始以前の学内での勧誘行為。
9. オリター団、エンター団等による誘導の下にある新入生等への勧誘行為。
10. オリター団、エンター団等による新入生等への指示及び誘導を妨害する行為。
11. 勧誘行為を受ける意思を有しない者をその場にとどまらせる行為。
12. テスト等実施の 20 分前からテスト終了時刻までの勧誘行為。
13. 「立命館大学学友会新歓運動規約」第 26 条各号に定める行為。
14. 前各号に定める行為のほか、新歓実行委員会又は中央事務局特別事業部(以下、「特別事業部」とする。)が定める行為。

#### **第 5 条 (学外者、学外団体に対する規制)**

立命館大学構内において、次の各号に掲げる者以外による勧誘行為は禁止する。

1. 学友会所属団体に所属する者
2. 前号に掲げる者のほか、大学又は新歓実行委員会が特に認めた団体に属する者

#### **第 6 条 (勧誘禁止場所)**

学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者は、次の各号に掲げる場所において勧誘行為を行ってはならない。ただし、新歓実行委員会又は施設管理者が認めた場合を除く。

衣笠キャンパス

1. 教室内
2. 施設内
3. 各建物出入口付近及び階段付近
4. 大学の出入構に係る区画

5. バスプール
6. キッチンカーの設置及び販売の妨げとなる場所
7. その他勧誘行為が不適切と判断される場所

#### 大阪いばらきキャンパス

1. 教室内
2. 施設内
3. 各建物出入口付近及び階段付近
4. 大学の出入構に係る区画
6. 防災公園(岩倉公園)
7. OIC Cafeteria 内及び出入口付近
8. その他勧誘行為が不適切と判断される場所

#### びわこ・くさつキャンパス

1. 教室内
2. 施設内
3. 各建物出入口付近及び階段付近
4. 大学の出入構に係る区画
5. バス停付近
6. プリズムハウスピロティ
7. ランチストリート店舗(キッチンカー)の設置および販売の妨げとなる場所
8. その他勧誘行為が不適切と判断される場所

#### 第7条 (掲載禁止事項)

第1項 いかなる場所においても連絡先(特定の個人が特定の個人に対して連絡することのできる連絡先)を掲載してはならない。ただし、各個人の学内メールアドレスを除く。

第2項 前項に掲げるほか、掲載禁止に関する事項は新歓実行委員会又は特別事業部の定めるところによる。

## **第8条 (取得個人情報の制限)**

学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者は、勧誘行為に際して氏名、所属する学部、回生及び学内メールアドレスに限り、会員の個人情報を取得することができる。

## **第3章 違反行為に対する措置**

### **第9条 (警告及び制止)**

第1項 新歓実行委員会及び特別事業部は、この規則に違反する行為を発見した場合に、それを行っている者、違反行為を行っている者が属する団体又は団体に対して直ちに警告を発することができる。

第2項 新歓実行委員会は、前項の警告を受けた者、警告を受けた者が属する団体又は団体がこの規則に違反する行為を中止しない場合に、当該行為を直ちに実力で制止することができる。

### **第10条 (事情聴取及び勧誘行為の禁止)**

第1項 新歓実行委員会は、前条2項に基づき行為を制止させたときには、その行為を行った者、行為を行った者が属する団体又は団体から事情を聴取しなければならない。

第2項 新歓実行委員会は、前項の聴取を受けた者又は団体に対して、口頭による注意、文書による警告又は新歓期における勧誘行為の禁止命令の措置を執る。ただし、勧誘行為の禁止命令には新歓実行委員長長の承認を要する。

## **第4章 特定の日にのみ適用される条項**

#### **第 11 条（入学式会場における勧誘行為の禁止）**

学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者は、2025 年度挙行される入学式会場において一切の勧誘行為を行ってはならない。

#### **第 12 条（ウェルカムフェスティバル実施に伴う勧誘行為の禁止）**

学友会所属団体及び学友会所属団体に所属する者は、「2025 年度立命館大学学友会新歓運動方針」に記載されているウェルカムフェスティバル期間中において、各会場で一切の勧誘行為を行ってはならない。ただし、新歓実行委員会又は特別事業部が実施する企画内での勧誘行為並びに特別に認めた団体又はその団体に所属する者による勧誘行為を除く。

### **第 5 章 雑則**

#### **第 13 条（期限）**

本規則は、新歓実行委員会 全体会議において承認されたときよりその効力を発し、「2026 年度立命館大学学友会勧誘規制規則」又はこれに類する勧誘に対する規則が成立したときにその効力を失う。